行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	園芸畜産課	整理番号	2-5
許認可等の種類	区画漁業権の移転の認可				
根拠法令条例等• 条項	漁業法第26条第2項				
許認可等の概要	区画漁業権に移転する場合の認可				
審査基準(未設定の場合はその理由)	的となることができる場合、先取特権 の通知を受けた者 限りでない。 2 都道府県知事 に移転する場合で	権は、相続又は活きない。ただし、定意者若しくは抵当権が譲渡する場合には、第十四条第一	ま人の合併若しくは 置漁業権及び区画 者がその権利を実 こおいて、都道府 項、第二項又はなら ででしてはなら	漁業権については 行する場合又は第 県知事の認可を受け 六項に規定する通	、、滞納処分によ 第二十七条第二項 けたときは、この
基準の制定根拠	_				
標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	処分の先例がなく	、具体化するのが	困難		
期間の制定根拠	_				